

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 イエローステージの期間（4月1日～4月21日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

## ●府民への呼びかけ

○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

○ 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

○ 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること

○ 首都圏（1都3県）との往来を自粛すること

## ●イベントの開催について (府主催(共催)のイベントを含む)

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月1日 から 4月11日 まで	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u></p> <p>・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等</p> <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	5,000人以下 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きいほう
4月12日 から 4月21日 まで	4月11日までと同様		5,000人以下 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこととする。

## ●施設について

区域	大阪府全域	
期間	4月1日～4月21日	
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
要請内容	(特措法第24条第9項に基づく要請) ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで  (協力依頼) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

## ●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

### <経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、**研修時の懇親会**を控えるよう求めるこ
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 職場における業種別ガイドラインの遵守を徹底すること

### <大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めるこ
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- **年度当初に行われる行事（入学式等）**は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること